

【自主取組宣言】

有限会社モロクマは、令和6年4月2日公布の液化石油ガス法（以下「液石法」という。）の改正による法律の趣旨をよく理解し、その内容を実現するため、以下の対応に努めて参ります。

1. 過大な営業行為の制限。【令和6年7月2日施行】

- 1) 正常な商慣行を超えた利益供与（設備貸与等）禁止
- 2) LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付きの契約締結禁止

2. ガスの料金体系を三部制にします。【令和7年4月2日施行】

- ①（基本料金+従量料金+設備料金）からなる三部料金制を徹底し、LPガス料金の透明化を図ります。
- ②LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③賃貸向けLPガス料金については、消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

3. LPガス等の情報提供【令和6年7月2日施行】

- 1) 入居希望者へのLPガス料金前提示に努めます。（入居希望者に直接又は、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者を通じての提示）
- 2) 入居希望者から、LPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、LPガス料金等の情報提供に対応します。